

労保連あいち

第23号

2017年1月

(一社)全国労働保険事務組合連合会愛知支部

〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル7F704号室

TEL (052) 561-5038 FAX (052) 563-0343

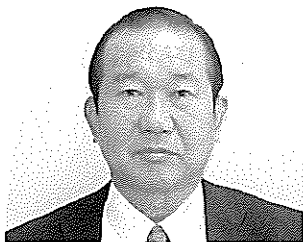
<http://www.aihoren.server-shared.com/> E-mail: aichi.23@abeam.ocn.ne.jp



大須観音（愛知県観光協会）

目次

- 会長あいさつ..... 2
- 労働局長あいさつ..... 3
- 労働保険適正加入促進事業(事業のツボ)・年度末に向けたスケジュール..... 4
- 適正加入促進会議中部ブロック会議..... 6
- 全国労働保険適正加入促進会議..... 7
- 創立40周年記念表彰事業・事務組合運営等に関する窓口の設置..... 8
- 雇用保険の適用拡大について..... 10



新年のごあいさつ

(一社)全国労働保険事務組合連合会

愛知支部会長 竹内 一房

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、業務多忙のなか新年をお迎えされたことと心からお祝い申し上げます。

旧年中は、愛知労保連の事業運営につきまして、会員の皆様のご理解、ご協力と関係機関の方々の一方ならぬご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

今年は当支部の40周年事業が開催されます。平成19年6月開催の30周年の大会当時は、10月1日に郵政民営化が始まり、政治の世界においては第21回参議院選挙で自民党が民主党(現在の民進党)に歴史的な大敗を喫した時でした。スポーツの世界では当時マリナーズに在籍していたイチロー選手がアメリカ大リーグのオールスター戦で日本人初のMVPを獲得した年でもありました。

今年の40周年にはどんなトピックスがあるのでしょうか。今回もたくさんのご来賓や表彰者の皆様のご参加を得て、事務組合会員の皆様のご協力のもとお祝いしたいと思っております。

本年も愛知労保連の主力事業である労働保険適正加入促進事業の一層の進捗が図られています。起業・創業の方対象に、労働保険の周知啓発事業が商工会議所等のご協力のもとで今年も各地にて開催予定です。

愛知労保連としましては、中小零細企業の労働者の福祉の向上や雇用の安定に寄与するため、第一のセーフティネットとしての労働保険制度の機能が最大限に活かされるよう、これからも会員の皆様との連携を密にして本事業に取り組んでまいりたいと考えています。

今後も、会員皆様のお役にたつ労保連として諸事業を実施してまいりますので、引き続きまして、ご支援、ご協力のほど、お願い申し上げます。

結びに、会員の皆様のご健勝と、この一年が飛躍の年となりますようお祈り申し上げます、私の年頭のあいさつとさせていただきます。



新春のご挨拶

愛知労働局長 木暮康二

平成29年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

年の初めに当たり、改めて皆様の日頃からの愛知労働局の行政運営に対するご理解とご協力に感謝申し上げますとともに、愛知の雇用労働の状況と今年一年の所信の一端を述べさせていただきます。

本県では、リニア中央新幹線の開業に向けた工事が始まるとともに、名古屋駅前開発による高層ビルが相次いで建設されるなど、地域経済の活性化がますます期待されており、昨年7月～9月期の有効求人倍率は1.62倍と依然として高い水準にあり、雇用状況は緩やかに改善が続いているところであります。

本年の愛知労働局における主な取り組みにつきましては、労働保険制度の健全な運営、働き方改革、長時間労働対策、女性の活躍推進、若者・高齢者・障害者等の活躍促進等が挙げられます。

労働保険制度については、労働者のセーフティネットであるとともに、各種施策を推進する財源基盤となるものであり、労働保険への加入と労働保険料の確実な納付が最重要課題であることから、未手続事業一掃に向け積極的に取り組んでおります。

長時間労働の是正を含む働き方改革の実現は、我が国の社会経済にも大きく影響する喫緊の最重要課題であります。県内企業における長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行からの脱却を図るため、今後も、仕事と生活の調和がとれた社会の実現に向けて「働き方改革」の気運の醸成およびその必要性の周知に努めてまいります。

女性の活躍促進については、昨年4月1日から女性活躍推進法の全面施行により、301人以上の義務企業について一般事業主行動計画の届出が義務付けられ、昨年10月には届出率100%を達成しました。県内各企業における早期の届出に感謝いたします。

障害者雇用については、企業における障害者への理解と障害者自身の自立意識の高まりにより着実に進んでおりますが、障害者雇用率2.0%には達しておりません。障害のある人が障害のない人と同様、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、自立した生活を送れる社会の実現への雇用対策を推進していきます。

このように多くの課題がありますが、愛知で働く人、家庭、地域、企業がより魅力的で元気になることを目指して、労働局職員一丸となって、それぞれの課題に取り組んでまいりますので、今後とも変わらず皆様の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます、新年の御挨拶といたします。

労働保険加入促進業務の活動費申請における遠隔地の扱い他について

全国労働保険事務組合連合会では厚生労働省からの受託業務として労働保険加入促進業務を実施しております。連載第7回目は主に遠隔地（継続一括を含む）での新規成立に関する申請方法について全国統一の取り扱いと28年度の締切についてご説明いたします。

調査説明費について

調査説明費は事務組合の委託事業主の地域範囲とされる愛知県及びその隣接県の申請のみ可能ですので遠隔地の訪問は対象外となります。（継続一括を行った場合の遠隔地の支店、営業所の取り扱いについては成功報酬費のみの申請となります。）愛知県及び隣接県の支店、営業所で継続一括を行った場合は本社とは別に改めて訪問すれば支給の対象となります。

（通常の事業場と同じ扱い）

成功報酬費について

遠隔地の成功報酬費は継続一括を行った支店、営業所に限ります。雇用保険の申請に関しては適用事業所設置届の添付が必要となります。（成立届のみは不可）

※遠隔地の申請の取り扱いは事務組合委託、個別成立ともに同様です。基本的には愛知県及び隣接県のみ対象、遠隔地については継続一括のみ対象となります。

添付書類について

今年度より添付書類が減りました！

成功報酬費申請に際しては①保険関係成立届の写し、雇用保険成立の際は①と②設置届の写しの2種類を添えてください。

ご注意下さい！

・平成29年3月31日までに事業場を訪問、加入勧奨活動を行った場合は全て今年度中に「調査説明費」の申請を行ってください。（年度が変わると無効になります）

特に保険関係成立日が平成29年4月1日以降で、行政の手続きも4月以降に行う予定の事業場については調査説明費と成功報酬費は年度をわけて申請をお願い致します。

◎3月31日までに訪問の調査説明費→平成28年度分として申請

◎4月1日以降に手続きを行う成功報酬費→次年度分として申請

～平成28年度の申請締め切りについて～

本部より厚生労働省へ3月31日に報告しなければならない関係上、3月分申請は出来るだけ3月30日までに提出して下さい。あらかじめ間に合わないと判明した場合は事前に電話連絡の上、ファックスで様式第5号のみ愛知支部へ提出後、現物を送付して下さい。

申請用紙現物は平成29年4月3日(月)愛知支部午前必着、これ以降は受付不可。

(3月30日以降到着分は必ず様式第5号を予めFAXの上、送付のこと)

上記期限後は受付できません。締切厳守でお願い致します。

年度末に向けたスケジュール

愛知労保連事業に関する年度末に向けたスケジュールを一覧にしました。提出書類は
 〆切厳守でお願いします。

	労働保険加入促進業務	総合コンピュータシステム※1
1月5日(木)	・加入促進活動費 12月申請分締切	・「納入通知書」「口座振替のお知らせ」 「保険料等領収書」各事務組合へ発送
1月31日(火)		・労働保険料第3期分口座振替日 〔委託事業主からの口座引落〕 〈組合口座へ振込→2月8日〉
2月6日(月)	・加入促進活動費 1月申請分締切	・口座振替不能事業場の連絡 〈連合会より希望組合のみ連絡〉 ・「口座振替結果明細表」「保険料等領収書」 各事務組合へ発送
2月13日(月)		午前 ・「委託事業場マスター登録(変更)連絡票」 提出締切日
2月14日(火)		・第3期労働保険料納付期日(口座振替 利用組合以外の事務組合) ・口座振替納付利用事務組合振替納付日
2月21日(火)		・「チェックリスト」(委託事業主名簿) 各事務組合へ発送
2月28日(火)	・労働保険事業場票(労働局提 供分)最終報告日	
3月6日(月)	・加入促進活動費 2月申請分締切	
3月15日(水)		午前 ・「委託事業場マスター登録(変更)連絡票」 提出締切日〔チェックリスト内容点検に 伴う修正等〕
3月27日(月)		・「貸金等報告(平成28年度分)」「一括 有期総括表」「貸金データ連絡票」 各事務組合へ発送
3月30日(木)	・H28年度3月分 加入促進申請1次締切 提出が間に合わなければ 電話連絡の上、様式5号FAXに て提出、申請用紙は4/3必着	
4月3日(月)	・H28年度活動費最終締切 申請用紙 原紙 午前必着	

※1 詳細は、平成28年度総合コンピュータシステムカレンダーをご覧ください。

平成28年度「労働保険適正加入促進事業に係る中部ブロック会議」開催



全国労働保険事務組合連合会主催の中部8県(愛知、岐阜、三重、新潟、富山、石川、福井、長野)で構成される中部ブロック会議がさる9月14日、富山県で開催されました。会議は、来賓として厚生労働省労働保険徴収課の引地睦夫課長、堀内労働保険事務組合指導官、並びに山崎富山労働局長はじめ各県労働局担当官11名をお迎えし、全国労保連より堀谷会長、久乗副会長、佐藤専務理事、笹嶋事務局長、武田総務課長、各県からは会長、事務局長ら総勢31名の出席のもとに盛大に開催されました。なお、愛知労保連からは竹内会長と大西事務局長が出席しました。

会議では、最初に「事業の進捗状況、取組の現状と問題点及び後期に向けての取組」について、各県が発表し、その後、出席者による活発な意見交換が行われました。ついで富山労保連の朝田適正加入推進員が「加入勧奨活動の事例発表」を行いました。事例発表の内容は、新聞記事から見つけた新規事業場の加入勧奨事例でした。労働保険の知識が全く無知の事業主に根気よく説明を続けた好事例でした。

休憩後、会議を再開し、全国労保連笹嶋事務局長が本部提出資料に基づき、「平成28年度労働保険加入促進業務について、労働保険加入推進委員会の設置と目標管理、加入勧奨推進費の申請と支給について」について説明され、各県事務局長による支部の現状等の報告がありました。

報告を受けて佐藤専務より講評と指摘事項があり良好な成功事例の発表やロールプレイングの研修などの提案がなされました。

厚生労働省の引地杉徴収課長から労働保険適用促進業務の状況、報奨金関係、周知啓発事業などについて説明等を頂きました。加入促進の実績が目標を上回る状況に対し、予算の上積みで対応する旨、また加入推進員証明書の紛失等についての対応などの詳しい説明でした。

ブロック会議終了後、各県の会長事務局長との懇談の席が設けられ、親交が図られました。愛知支部として、周年事業を開催された長野県の塚田事務局長に記念式典の具体的指示をいただいたところでした。

以上で、今年度のブロック会議は終了しました。なお、次期開催支部は石川県となります。

平成28年度「全国労働保険適正加入促進会議」開催

全国労保連主催、厚生労働省後援による平成28年度「全国労働保険適正加入促進会議」が11月11日、ホテルグランドパレス（東京都千代田区）で開催され、全国労保連の本部・支部の役職員、会員事務組合、厚生労働省の幹部職員等、250余名の方々が出席し、盛大に開催されました。



この会議は、厚生労働省が毎年11月を「労働保険適用化月間」と定め（受賞された愛知建連の山田専務）全国的になお多数存在する未手続事業場の解消に向けた集中的な広報活動を行うのに合わせ、労保連が行っている労働保険適正加入促進活動の一環として、厚生労働省の後援のもと開催しているものです（愛知支部からは会長、事務局長被表彰者の愛知県建設組合連合の山田専務理事が出席しました）。

本年度はまた全国労保連創立35周年記念の表彰があり、第一部 表彰式、第二部 労働保険適正加入促進事業の取組状況、第三部 講演により構成されており、第一部の表彰式では適正加入促進事業の推進に顕著な業績のあった労働保険事務組合に対して、全国労保連の堀谷会長から適用促進功績団体表彰が行われ、46団体に表彰状、74団体に感謝状が授与されました（愛知支部では「愛知県建設組合連合」に会長表彰状が授与されました）。第二部の適正加入促進事業の取組状況では9月から10月にかけて行われた適正加入促進事業ブロック会議の協議結果について、富山支部、沖縄支部から、未手続事業一掃対策協議会の協議状況についてそれぞれ報告がありました。つづいて、加入勧奨活動の事例について和歌山支部から事例紹介があった後、締め括りとして全国労保連の佐藤専務理事が適正加入促進事業の一層の推進について、本事業を全国労保連の最重要事業と位置づけ、本部・支部、会員事務組合が一体となって進めていることなどを話されました。

第三部の講演では、元厚生労働次官、大正大学特命教授の金子順一氏による「労働保険について考える」と題する講演が行われました。

事務連絡

平成28年11月15日

会員 労働保険事務組合・代表者 各位

(一社) 全国労働保険組合連合会愛知支部
支部会長 竹内 一房

創立40周年記念事業表彰について (推薦依頼)

事務組合の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当連合会の業務に格別なるご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて本会も平成29年度に創立40周年を迎えることとなりました。これもひとえに会員各位のご理解とご協力の賜物と深く感謝しております。

なお創立40周年記念事業の一環として優良役員功労者・優良事務組合・永年勤続優良職員の表彰事業を行うこととなりました。

何かとご多忙中誠に恐縮に存じますが表彰候補選考の資料と致したく、別添資料の創立40周年記念表彰規程及び表彰選考基準、記入注意事項をご参照の上、調査書にご記入いただき、来る 12月14日(水) までに当愛知労保連事務局までご送付いただきますようよろしくお願いいたします。

*11月4日付でお送りしました表彰の推薦依頼文ですが、届いてますでしょうか。

表彰規程及び関係書類の不備等がありましたら事務局までご連絡ください。

愛知労保連 TEL 052-561-5038

FAX 052-563-0343

労働保険事務組合運営等に係る相談窓口の設置について

1 趣旨

労働保険事務組合は、多くの中小零細企業から労働保険事務処理に関する事務委託を受け、労働保険適用・徴収業務に欠くことのできない役割を果たしている。

しかしながら、労働保険事務組合の認可数は減少しており、また、昨今労働保険事務組合の中には、後継者不在等を理由に事務組合業務の継続を困難とする事務組合が見られる。

このため、労働保険事務組合認可に向けた活動を行う団体及び事務組合継続に困難な事態に直面している会員事務組合等（以下、「相談者」と言う。）を支援するため、全国の都道府県支部に、事務組合運営の支援を行う窓口を設置する。

2 窓口の業務内容

- (1) 相談者からの申し出による労働保険事務組合開設に向けた相談・支援及び事務組合後継者紹介等の支援に関すること。
- (2) 事務組合の開設、事務組合の後継を目指す者に対する事務組合運営に求められる基本的事項に関すること。
- (3) その他

3 体制

- (1) 担当者の配置
原則として事務局長とする。（愛知支部は事務局長）
- (2) 支部における支援体制
支部において、事務組合運営等に関する支援を行う組織を設置する。
組織は、支部の実情に応じ既存の組織から選定しても差し支えない。
（愛知支部としては正・副会長会議）

4 相談窓口設置の周知等

- (1) 周知
支部においては、会員事務組合が多数参加する総会のほか、理事会、役員会等の場で、相談窓口設置の周知を行うほか、会報誌・HP等により周知する。
- (2) 労働局への協力依頼
労働局に対し、支部に相談窓口を設置した旨説明し、労働局に相談があった場合、支部への相談を勧めるよう依頼する。

5 その他

- (1) 守秘義務の徹底
相談者から求められる守秘義務を徹底する。
- (2) 本部への報告
相談窓口において相談を受けた場合、(1)に配慮し、その結果を任意の様式により本部（総務課）に報告する。
報告を受けた本部は、設置している委員会等で必要な検討を行う。

6 実施日

平成28年12月1日 （以上、第4回理事会にて設置が承認されました。）

事業主の皆様へ（従業員の皆様へもお知らせください）

雇用保険の適用拡大等について

～平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります～

雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります（平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」（※1）となっている場合を除き適用除外です。）。

○ 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合【例1参照】

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」（以下「資格取得届」という。）を提出（※3）してください。

○ 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例2参照】

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出（※4）してください。

○ 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例3参照】

ハローワークへの届出は不要です（自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。）。

（※1）65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。

（※2）1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上の雇用見込みがあること。

（※3）被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。

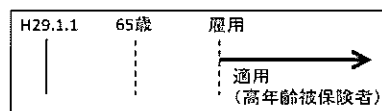
（※4）提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。

《 適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例 》

〈例1〉平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合

→ 雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、雇用した日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

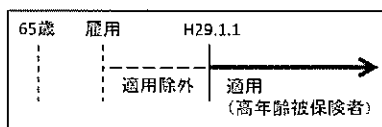
雇入れ後に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



〈例2〉平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

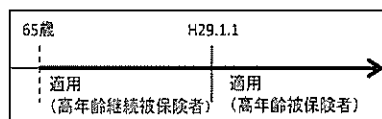
→ 平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、平成29年3月31日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

平成29年1月1日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



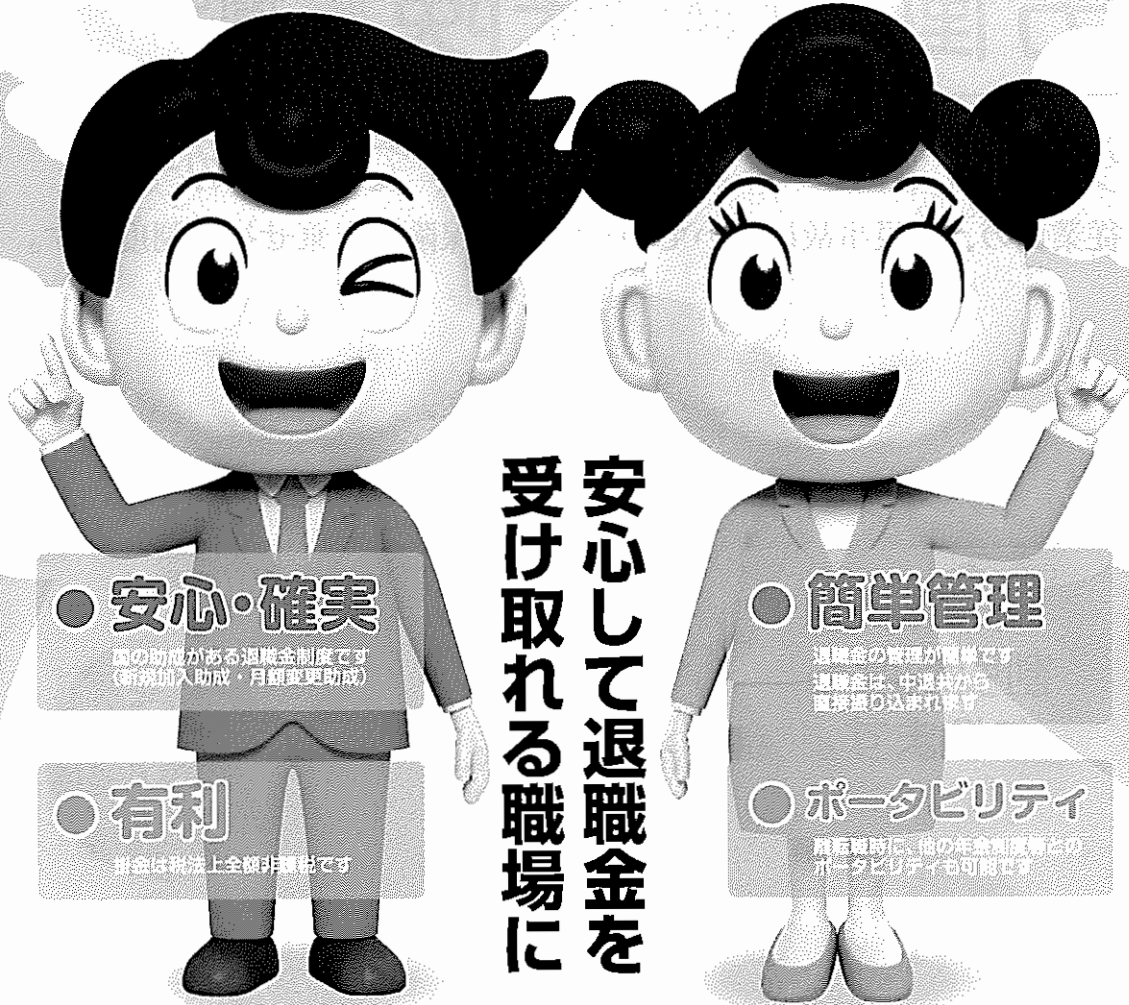
〈例3〉高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ 自動的に高年齢被保険者となりますので、届出は不要です。



中退共 小企業退職金共済制度

中退共制度は、中小企業のための国の退職金制度です。



● **安心・確実**

国の助成がある退職金制度です
(新卒加入助成・月額変更助成)

● **有利**

掛金は税法上全額非課税です

安心して退職金を
受け取れる職場に

● **簡単管理**

退職金の管理が簡単です
退職金は、中退共から
直接振り込まれます

● **ポータビリティ**

退職時、他の年金制度等との
ポータビリティも可能です

● パートタイマーの方や家族従業員も加入できます。

初めての方に
おすすめ!

ホームページにて、説明動画配信中!



ちゅうたくくん きょう子ちゃん

ネットで
検索

中退共

検索



詳しい資料はホームページからご請求ください。
〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1
TEL: 03-6907-1234 FAX: 03-5955-8211

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部


全国労保連 労働災害保険

手続き
簡単

労働災害への備えはできてますか。

従業員の、労災事故についての政府労災保険の上乗せ補償制度です。

保険料の
割引制度も
あります。

 一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会